

‘-ㄹ 법하다’の使用条件に関する一考察

平 香織
神田外語大学

1. はじめに

韓国語には認識的モダリティを表現する分析的形式が数多く存在する。本稿で取りあげる-ㄹ 법하다もその一つである。この形式は既存の研究において「推測」や「可能性」を表すとされてきた。しかし、推測や可能性を表す状況であれば、-ㄹ 법하다が常に使用可能なわけではない。また、推測や可能性を表すという特徴づけでは説明が不可能な例も見受けられる。

本稿では、-ㄹ 법하다がどのような条件で使用されるのかを明らかにすることで、推測や可能性が中心的な意味をなすものではないことを指摘する。

2. 先行研究

本節では-ㄹ 법하다に関する既存の研究を概観する。최현배(1961)は법하다を듯하다や듯싶다、(-ㄴ가) 보다、(-ㄴ가) 싶だとともに미룸 도움 그림씨(推測補助形容詞)と分類し¹⁾、用言一般(動詞、形容詞、指定詞)の後でそれを推測する意味を表すとしている(以下、例文の下線と日本語訳²⁾は筆者による)。

(1) a. 그 일이 될 법하오?

「その仕事はうまくいきそうですか。」

b. 그 웃이 차라리 너에게 클 법하다.

「その服はむしろあなたに大きそうだ。」

c. 저 두 아이가 형제일 법하다.

(以上、최현배 1961:534)

「あの二人の子どもは兄弟のようだ。」

これからいくつかの先行研究を概観するが、近年の研究では-ㄹ 법하다に推量や推測の意味が認められるとしつつも、최현배(1961)のように-ㄹ 법하다の中心的な意味として「推測」を挙げているものはほとんどない³⁾。

안주호(2004)は‘법(法)’を伴う形式である-는 법이다、-는 법이 있다/없다、-ㄹ 법하다を対象とし、これらの形式がどのようなモダリティを表現するかを考察している。その中で-ㄹ 법하다を「～と推定される(-ㄹ 것으로 추정된다)」という意味を持つとしながら、過去に発生したことのある事件を根拠とし、未確認の命題に対する可能性を表すとした。そして、可能性には、可能性の有無と程度性があり得るとし、-ㄹ 법하다は可能性があるこ

とだけでなく、可能性が高いことを表すとしている。

- (2) a. (하늘을 보니) 오늘은 제법 비가 한차례 쏟아질 법하다.
「(空を見たら) 今日はひとしきり雨が降りそうだ。」
- b. (시간을 보니) 회의는 벌써 끝났을 법해. (안주호 2004:194)
「(時間を見たら) 会議は既に終わっただろう(と思われる)。」
- (3) a. 회의가 끝날 {법하다. / 법했다. /*법하겠다.}
「会議が終わり{そうだ。/そうだった。/そうだろう。}」
- b. 회의가 {끝날 / 끝났을 / *끝난} 법하다. (안주호 2004:202)
「会議が{終わり/終わった/終わった} そうだ/だろう。」

안주호は(2a,b)を挙げ、-ㄹ 법하다をある程度、証拠が確保された時、「命題内容の実現可能性」を表す認識的モダリティの一つとして見ることができると説明している。また、時制について(3a)のように後行用言の時制に-었-が介入した법했다も可能であるし、(3b)のように先行の補文素が-었을-となっても可能であるとした。(3b)が可能な理由として、過去の経験に照らして命題内容の可能性について言及するからであり、命題内容が完了した時点と発話時点が異なるために、過去の事態であってもその事態の判断が現在行われる場合には-었을-が使えるとした。これに対し、법하겠다が不可能なのは、법하다に推定、可能性の意味が含まれており、推定の意味を表す先語末語尾-겠-が結合すると余剰的原因であるとした。

外国人のための文法書である국립국어원(2005)、백봉자(2006)を見てみよう。국립국어원(2005)では、「ある状況が起こるだけの蓋然性や可能性があることを表す」とし、백봉자(2006)では、「もっともらしい(그럴듯하다)という意味を表す」と述べ、「법」という名詞が、ある事実から推測して当然であったり、既に癖になっていることを表すため、それに合う状況が成り立つ場合にのみ使用できるとした。

- (4) a. 듣고 보니 네 말도 그럴 법하다.
「聞いてみると、あなたの話もそのようだ(もっともらしい)。」
- b. 돈을 많이 준다면 요즘 세상에 따라갈 법한데 그러지 않았다니 대단하다. (以上、국립국어원 2005:800)
「お金をたくさんくれるというなら、このご時世ついでいきそうなものなのにそうしなかったとは、すばらしい。」
- c. 뻔한 일을 가지고 거짓말을 하라니 그게 어디 될 법이나 한 소리요?
(백봉자 2006:317)
「分かりきっているのに嘘をつけだなんて、それが通りそうな話ですか。」

국립국어원(2005)은 (4b)のように文中で使用される例を挙げており, 백봉자(2006)は 최현배(1961)과同様に疑問文で使用される例を挙げている。

次に見る 양정석(2017)은他の研究과 달리, 形式意味論의 觀点から考察している。직하다, 만하다, 법하다의 3つの形式について「期待に一致すること(expected)」という共通点があると述べた。そして 법하다와 직하다의 差について, 법하다가 「病気が悪化した」という否定的な内容にも使用できる(例文 5b)のに対し, 직하다의 使用は不自然である(例文 5d)ことを示しながら, 법하다는 命題が 判断者にとって肯定的な出来事であることを要求しない点で 직하다와異なるとしている。

- (5) a. 그분이 쾌차하셨을 법하다⁴⁾.

「その方は全快なさっただろう。」

- b. 그분 병환이 악화되셨을 법하다. (양정석 2017:163)

「その方のご病気は悪化しただろう。」

- c. 그분이 쾌차하셨음 직하다.

「その方は全快なさっただろう。」

- d. ?그분 병환이 악화되셨음 직하다. (양정석 2017:165)

「その方のご病気は悪化しただろう。」

양정석(2017)은 -ㄹ 법하다가 사용された(5a,b)について次のように説明している。(5a)から想像される前後の脈絡は, 그분(その方)がこれまで体調を崩していたことであり, 話し手はこれを知っているだけでなく, その人が治療をきちんと受けてきたことまでも知っている状況である。治療をきちんと受けてきたため, その病の特性を考慮する時, 全快する状況は一般的に予想できる期待値あるいは期待水準に一致する。(5b)も一般的に予想される期待値あるいは期待水準を考慮する点で同じである。その人に病気を治療しようという意志が足りなかつたり, むしろ病気の治療を妨げる行動をしてきたことを話し手が知っている場合に, そのような態度や行動が病の悪化に帰結するという一般的な期待値, 期待水準に一致することを表すと述べた。このような考察を通して同研究では, -ㄹ 법하다는 基準世界から抽出した情況的事実を基にして, その先行命題が, 一般的な期待水準と比較し, それに一致する状況を計算させるものとした。

以上, 先行研究を概観してきたが, 説明に使用された例文の中には, 与えられた状況で果たして-ㄹ 법하다を使用するのかという疑問が生じるもののが見られる。たとえば(1c)は, ‘저 두 아이’とあることから, 話し手は実際に子どもを見て発話しているものと考えられる。韓国語母語話者からは, この場合-ㄹ 법하다を使用しないとの意見が得られた。また, (2a,b),(5a,b)については-ㄹ 법하다의 使用は不自然ではないが, -ㄹ 것이다와-ㄹ 것 같다

など、他の形式を使用するという意見が聞かれた。

ある事態を表現するのにどんな文法形式を使用するかは当然ながら個人差があるが、韓国語母語話者によるこのような意見は、-ㄹ 법하다の使用が他の推量を表す形式よりも限定的であることを示している。また、「ある状況が起こるだけの蓋然性や可能性があることを表す」(국립국어원 2005), 「もっともらしいという意味を表す」(백봉자 2006)という特徴づけに関しても、なぜ-ㄹ 법하다がそのような意味を表せるのかという説明が不十分である。

3節では-ㄹ 법하다と他の文法形式との共起関係、および事態の主体を観察し、-ㄹ 법하다の使用条件を明らかにする。

3. 分析

3.1. 共起関係と事態の主体から見る-ㄹ 법하다の特徴

本節では、他の文法形式との共起関係や事態の主体を観察することから分かる-ㄹ 법하다の特徴を示した後、推測や可能性では説明できない例が存在することを指摘する。用例の検討には 21 세기 세종 계획 말뭉치 (CD-ROM 版：以下、世宗コーパスとする)から抽出した例文を使用した。

世宗コーパスは文語データと口語データに分かれているが、文語データからは文末・文中に生起した例が 402 例、連体形が 289 例抽出され、口語データからは連体形が 3 例のみ抽出された⁵⁾。連体形については稿を改めて述べることにし、本稿では文末・文中に生起した 402 例を考察対象とする⁶⁾。

まず、-ㄹ 법하다の生起位置と取り得る用言の種類について見ていく。先行研究でも確認した通り、-ㄹ 법하다は文末だけでなく文中にも生起し、前接する用言に過去接尾辞-ㅆ-を取り得る。抽出した 402 例を生起位置、および-ㄹ 법하다に前接する用言の種類と-ㅆ-との共起によって分類したのが表 1 である。

表 1. -ㄹ 법하다の生起位置と取り得る用言の種類

用言の 種類 生起位置	動詞		形容詞		存在詞		指定詞		計
	非過去	過去	非過去	過去	非過去	過去	非過去	過去	
文末	131	29	33	5	33	3	1	1	236
文中	76	29	19	3	31	1	7	0	166
計	207	58	52	8	64	4	8	1	402

文末・文中を問わず、動詞と共にした例が最も多く、指定詞との共起が最も少なかった。また、すべての品詞において、過去形よりも非過去形で現れた場合が多かった。文末に生起した例から見てみよう。

- (6) a. 그러나 실상 공개된 김 차장의 재산 내역을 따져 보면 그 의아함은 조금은 해소될 법하다. 76 억여 원의 총재산 가운데 정작 김 차장의 뜻은 2 억 1 천 600 만 원에 불과하다. (21 세종)
「しかし実際に公開された金次長の財産の内訳を問いただしてみると、その疑いは少しは解消されそうだ。76億余ウォンの全財産のうち、せいぜい金次長の取り分は2億1600万ウォンに過ぎない。」
- b. 베트남이나 라오스에도 이만한 풍광을 겸비한 카지노타운이 있다는 소리를 들어 본 적이 없으니 인도차이나에서 한몫을 잡은 자본가들이 자동차나 마차로 하인들을 이끌고 올라와 술한밤을 지새웠을 것이다. 결국 인도차이나에서 제국주의자본의 경기를 그대로 반영하는 곳이었을 법하다. (21 세종)
「ベトナムやラオスにもこれほどの風光を兼ね備えたカジノタウンがあるという話を聞いたことがないから、インドシナで大きな利益を得た資本家たちが自動車や馬車で召使を連れてきて幾日も夜を明かしたのだろう。結局、インドシナで帝国主義資本の景気をそのまま反映する場所だったようだ。」
- c. 즉 위패는 허용하되 그곳은 고인을 추모할 수 있는 상징물로만 인식해야 한다는 것이다. 또 재배나 삼배 등 절을 올리는 방식은 기존의 유교 전통을 그대로 따르게 했다. 종래 제사를 행해 왔던 천주교 신자의 경우 기제사와 설날 한가위 한식 등 차례에 필요한 예법은 한번쯤 습득해 두면 좋을 법하다. (21 세종)
「つまり、位牌は許されるがその場所は故人を偲ぶことができる象徴物としてだけ認識しなければならないということだ。また二度のお辞儀や三度のお辞儀など、お辞儀の方法は既存の儒教の伝統をそのまま倣うようにした。従来の祭祀を行ってきたカトリック信者の場合、年忌の祭祀と正月、秋夕、寒食など茶礼に必要な礼法は一度ぐらい習得しておくのがよさそうだ。」

(6a)は非過去形の動詞と共に起した例である。公職者である金次長の全財産が公開され、あまりの額の大きさに疑いが向けられていたが、その内訳を見れば、疑いが少しは解消されるだろうと述べる際に-ㄹ 법하다が使用されている。(6b)は過去接尾辞-ㅆ을-を取った指定詞と共に起した例である。廃墟となった建物を訪れ、そこが好景気だった当時の影響を受けた場所だったのだろうと推測して述べたものである。そして(6c)は、非過去形の形容詞と共に起した例であり、従来の祭祀を行ってきたカトリック信者は、茶礼に必要な礼法を習得しておくのがよさそうだということを-ㄹ 법하다を用いて述べている。いずれも事態に対する話し手の推測を表したものと読み取れる例である。

최현배(1961), 백봉자(2006)가挙げていた通り, 疑問文の例も見られた。疑問文に-ㄹ 법하다가使用されたのは 20 例と少なく, 20 例中 14 例が(7)のように否定形を伴って現れた。

- (7) a. 이런 엉터리 해석에 대해 정작 발레리 전문가라면 기절초풍하겠지만, 신진 작가 김 씨라면 아마도 고개를 끄덕일 법하지 않겠는가. 씨는 오독의 명수니까. (21 세종)

「こんなでたらめな解釈について実際ヴァレリーの専門家であればびっくり仰天するだろうが, 新進作家の金氏であれば, おそらくうなずきそうではないか。氏は誤読の名手だから。」

- b. "...세호야, 세호야, 네 돌토끼 동생을 찾았어!" 박 기자는 이렇게 외치며 덩실덩실 춤을 추었습니다. 너무나도 기뻐서 어쩔 줄을 몰랐습니다. 그렇게도 눈을 닦고 찾느라 애썼던 세호의 돌토끼와 똑같은 돌을 찾아냈으니 그럴 법도 하지 않습니까?

(21 세종)

「...セホ, セホ, お前の石ウサギの兄弟を見つけたぞ!」朴記者はこう叫びながら気分良さそうに踊りました。あまりにも嬉しくてどうしたらよいか分かりませんでした。目をこすりながら, 探すのに苦労したセホの石ウサギと同じ石を見つけたのですから, (そうするのも) もっともらしいではないですか。」

(7a)は, ヴァレリーの詩に関するでたらめな解釈について, 金氏であればうなずきそうだと判断し, その判断を聞き手に聞いかけている例である。(7b)は, セホが大事にしていた石ウサギと同じ形の石を見つけた朴記者が嬉しくて踊りだしたという内容である。長い間苦労し, やっと見つけ出したため, 朴記者が踊りだすのももっともだと判断し, それを聞き手に聞いかけている例である。金氏であれば, でたらめな解釈についてもうなづくであろう, 石ウサギをやっと見つけたのだから, 踊りだすのももっともであろうというそれぞれの判断は, 話し手の推測と読み取れるものである。

次に, 事態の主体について見ていく。안주호(2004)は命題内容を判断する主体として 1 人称と 3 人称を設定することが可能であるとしているが⁸⁾, 事態の主体については言及していない。事態の主体は話し手, 聞き手, 第三者に分けることができるが, 今回のデータでは第三者の例がほとんどであった。

- (8) a. 환자들은 보통 식전과 식후 2 차례 혈당 검사를 받는다. 그리고 바로 검사 결과를 통보 받고 처방전을 받는다. 병원에 머무는 시간이 길어져 불만이 생길 법하다. (21 세종)

「患者たちは普通, 食前と食後 2 回の血糖検査を受ける。そして, す

ぐに検査結果を聞き、処方箋を受け取る。病院にとどまる時間が長くなり、不満が生じそうだ。」

- b. 정부로서는 대선을 앞둔 정권 말기에 공직자들의 기강 해이에 경종을 울리기 위해 이 사건을 계기로 본때를 보이고자 했을 법하다. (21 세종)

「政府としては大統領選挙を目前に控えた政権末期に、公職者たちの紀綱の緩みに警鐘を鳴らすため、この事件をきっかけとして見せしめのために懲らしめようとしたのだろう。」

- c. 이는 검찰이 사건을 좀 더 엄격하게 처리하려는 것으로 여겨질 법하지만 속내는 골치 아픈 일을 뒤로 미루고 보자는 셈법인 것 같다. (21 세종)

「これは検察が事件をもう少し厳格に処理しようとしていると思われそうだが、本心は頭の痛いことを先延ばしにしようという計算のようだ。」

(8a)の「(不満が)生じる」の主体はその病院に通っている「患者たち」であり、(8b)の「懲らしめようとする」の主体は「政府」である。そして(8c)の「(そのように)思う」の主体は、これを読んでいる「一般の人々」である。第三者が有情物の場合、特定の個人よりも一般の人や団体が主体となる例が多く見られた。

次は、事態の主体が話し手の例である。

- (9) a. 여기까지 이르면, 독자인 우리가 다음 두 가지 의문을 던질 법하지요. 첫째, '나'의 '성실한 삶'이란, 따지고 보면..... (21 세종)

「ここまでくると、読者である我々が次の2つの疑問を投げかけるでしょう。一つ目、「わたし」の‘誠実な生き方’とは、突き詰めてみると.....」

- b. 보건복지부의 국민건강·영양조사 결과(1998~99년) 7~12세 어린이들이 식품으로 섭취하는 칼슘(권장량의 71%)·철(권장량의 82%)의 양은 다른 영양소 섭취량에 비해 떨어졌다. 부모들이 철분·칼슘에 집착하는 것도 이해할 법하다. (21 세종)

「保健福祉部の国民健康・栄養調査の結果(1998~99年) 7~12歳の子どもが食品から摂取するカルシウム(推奨量の 71%)・鉄(推奨量の 82%)の量は、他の栄養素摂取量に比べて下がった。親が鉄分・カルシウムに執着するのも理解しそうだ(理解できそうだ)。」

- c. 우리는 북방 민족이므로 태양을 좋아했을 법한데 그 후에 불교 문화가 들어오면서부터 달을 좋아하게 됐다고 생각할 수 있습니다. (21 세종)

「わたしたちは北方民族であるため太陽を好んだのでしょうか、その後、仏教文化が入ってきてから、月を好むようになったと考えることができます。」

(9a)の「疑問を投げかける」の主体は「読者である我々」であり、(9b)の「理解する」の主体は明示されていないが、話し手を含んだ「わたしたち」と読み取ることができる。(9c)の「太陽を好む」の主体は「わたしたち」であり、(9)に共通しているのは、主体が話し手を含んだ複数という点である。主体が話し手の例は少なく、文末に生起した例では(9a,b)の2例のみ観察された。なお、文末・文中とともに、事態の主体が聞き手の例は見られなかった⁹⁾。

文中に生起した-ㄹ 법하다の例はこれまででも挙げてきたが(例文 8c, 9c), これらにはある特徴が見られた。

(10) a. "혼자 애국자 행세하면서 정부 말만 듣고 살더니 남은 게 뭐가 있는 거예요. 아무리 자기 잘난 멋에 산다지만 남들이 등신 같다고 손가락질하는 거 알기나 해요." 옛날 같으면 재벌이라도 날아갔을 법한데 박유신 씨도 성질이 많이 죽었다. (21 세종)

「ひとり愛国者を気取りながら政府の話だけを聞いてきて何か残りましたか。いくらかっこよく生きるって言つたって、他の人から間抜けのようだと指さされていることを知っているんですか。」昔であれば灰皿でも飛んだだろうが、パクユシン氏も性格がずいぶん穏やかになった。」

b. 정치판은 개혁을 뒷받침하기보다는 개혁의 장애물로 용크리고 있는 중이다. 여기서 김 대통령은 위기의식을 느꼈을 법하고 돌파를 위한 의지를 가다듬을 수밖에 없는 노릇이다. (21 세종)

「政治の場は、改革を支えるよりは改革の障害物としてしゃがみこんでいるところだ。ここで金大統領は危機意識を感じただろうし、突破のための意志を整えるしかない状況だ。」

(10a)は、悪口を言われたパクユシンが争う姿を見せないことに対し、昔のパクユシンであれば灰皿が飛んだ(灰皿を投げた)であろうという推測、あるいはそのような事態が起こった可能性を述べた例である。(10b)は、停滞している政治に対して大統領が危機意識を感じただろうという話し手の推測を表した例である。文中に生起する-ㄹ 법하다は、(8c)や(9c), (10a)のように'-지만', '-는데'が共起するほか、'-나'や'-건만'が共起し、逆接の内容が続く例が多く見られた(166例中 119例)。

さて、これまでの-ㄹ 법하다の使用例を見てみると、先行研究で指摘さ

れてきた推測や可能性という意味で説明が可能なように見える。しかし、推測や可能性を表すのに常に-ㄹ 법하다が使用できるわけではない。

(11) a. ? 8 시가 됐으니 초등학생들이 슬슬 집을 나을 법하다.

「8時になったから小学生たちがそろそろ家を出でてくるだろう。」

b. ? 무서운 얘기 들으면 얘는 울 법하다.

「怖い話を聞いたら子どもは泣くだろう。」

c. *사람이 많이 서 있는 걸 보니 저 집 빵은 맛있을 법하다.

「人がたくさん並んでいるのを見ると、あの店のパンはおいしいだろう。」
(以上、作例)

(11a)は近所の小学生たちが登校するために朝8時に家を出ることを知っている話し手が、時間になったので今日も小学生たちがそろそろ家を出でてくるだろうと推測した例であり、(11b)は怖い話を聞いたら子どもは泣くという一般的な認識を基に推測した例である。(11c)は、行列をなしている場面を直接見て、あの店のパンはおいしいだろうという推測が述べられている。(11)は話し手が推測可能な内容であり、また、習慣や一般的な認識、知覚を基にしているため、表された事態は実現する可能性が高いものと考えられる。しかし、-ㄹ 법하다の使用は不自然である。(11)のような事態の推測や実現する可能性が高い状況を述べる際に-ㄹ 법하다が使用できない理由を説明する必要がある。

また、他の文法形式との共起関係からも推測や可能性では説明できない例が見られた。안주호(2004)は-ㄹ 법하다と-겠-が共起できない点を指摘し、その理由を법하다と-겠-がともに推定の意味を持ち、余剰的になるためだとした。しかし、実際には次のような例が見られた。

(12) 사실로 원 상사라는 사람을 조금이라도 겪어 보고 접해 본 사람
이면, 다른 사람이라면 몰라도 저이라면 당연히 그랬을 법했겠다
고 무척 그이답게 아울리는 소리로들 받아들여지더라는 거였다.

(21 세종)

「実際にウォン上司という人と少しでも付き合い、接した人であれば、他の人はどうだか知らないが、あの方なら当然そうだっただろうと、非常にあの方らしいやり合いのとれた話として受け入れられていたということだった。」

(12)は법하다に過去接尾辞-ㅆ-と蓋然性接尾辞-겠-が共起した例である。この-겠-は推測を表しており、법하다と-겠-が共起できないとした안주호(2004)の主張に反する例である。-겠-との共起以外にも次のような

例が見られた。

(13) 그 구지라는 지역에 있는 어느 사람의 집을 '구지댁'이라 지칭하였던 것이라고 해석해 보자는 것이 필자의 의견이다. '三十五金入宅'이라고 하는 35 채의 유명한 집으로 열기(列記)된 택호(宅號)에도 이러한 지명에서 유래된 것도 있을 법하리라. (21 세종)

「その仇知という地域にいるある人の家を‘仇知宅’と称していたものと解釈しようというのが筆者の意見である。‘三十五金入宅’という 35 棟の有名な家として列記された宅号にもこのような地名から由来したものもあるだろう。」

(13)は推測を表す‘-리라’¹⁰⁾と共に起した例である。-ㄹ 법하다が推測を表すとなると、類似した機能を持つ形式同士が共起し、意味が重複することになる。

このような意味の重複が見られる共起は、推測を表す形式同士だけではない。-ㄹ 수 있다は、可能(例文 14a)と可能性(例文 14b)を表すが、その両方で-ㄹ 법하다가共起した例が見られた。注目すべきは(14b)で-ㄹ 법하다の意味を可能性とした場合、これも類似した機能を表す形式同士が共起していることになる。

(14) a. 동물 친구들과 진정한 우정을 나누고 있는 이들이라면 이 책에서 그 우정의 논거를, 스스로도 의식하지 못하는 사이에 사랑의 이름으로 동물을 학대하고 있는 이들이라면 이 책을 통해 진짜로 동물과 친구가 되는 법을 배울 수 있을 법하다. (21 세종)

「動物の友達と眞の友情を分かち合っている者であればこの本からその友情の論拠を、自分でも意識しないうちに愛情という名で動物を虐待している者であれば、この本を通して本当に動物と友達になる方法を学ぶことができそうだ。」

b. 물론 경우에 따라서는 그럴 만한 이유, 가령 창작 동기의 직설 법에 속할 수도 있을 법하니까. (21 세종)

「もちろん場合によってはそれなりの理由、例えば創作動機の直説法に属することもあるだろうから。」

また、ある事態が起こる可能性の高さについて言えば、次のような例が可能であることも指摘できる。

(15) 거기에 있을 법하기도 하고 없을 법하기도 하다. (作例)

「そこにありそうでもあるし、なさそうでもある」

안주호(2004)は、事態が起こる可能性の高さを-ㄹ 법하다의特徴として挙げていたが、仮に-ㄹ 법하다가可能性の高さを表しているとするならば、(15)は「存在する可能性の高さ」と、「存在しない可能性の高さ」を同時に表していることになる。可能性の高さに言及する場合、ある程度の根拠を基に述べられるが、(15)のように相反する判断が一つの文内で可能なことは、-ㄹ 법하다의中心的な意味が可能性の高さではないことを表していると言えるだろう。やはりこれまでの特徴づけを再考する必要がある。

次節では-ㄹ 법하다의使用条件を明らかにし、3.1.で見られた特徴との関連性を論じる。

3.2. -ㄹ 법하다의使用条件

本節では-ㄹ 법하다의使用条件を考察する。まず 3.1.で挙げた(6)の例を再掲する。

(16) a. 그러나 실상 공개된 김 차장의 재산 내역을 따져 보면 그 의아함은 조금은 해소될 법하다. 76 억여 원의 총재산 가운데 정작 김 차장의 뜻은 2억 1천 600만 원에 불과하다. (=6a)

「しかし実際に公開された金次長の財産の内訳を聞いてみる
と、その疑いは少しは解消されそうだ。76億余ウォンの全財産の
うち、せいぜい金次長の取り分は2億1600万ウォンに過ぎない。」

b. 베트남이나 라오스에도 이만한 풍광을 겸비한 카지노타운이
있다는 소리를 들어 본 적이 없으니 인도차이나에서 한몫을
잡은 자본가들이 자동차나 마차로 하인들을 이끌고 올라와 술한
밤을 지새웠을 것이다. 결국 인도차이나에서 제국주의자본의
경기를 그대로 반영하는 곳이었을 법하다. (=6b)

「ベトナムやラオスにもこれほどの風光を兼ね備えたカジノタウン
があるという話を聞いたことがないから、インドシナで大きな利益
を得た資本家たちが自動車や馬車で召使を連れてきて幾日も夜を
明かしたのだろう。結局、インドシナで帝国主義資本の景気をその
まま反映する場所だったようだ。」

c. 즉 위패는 허용하되 그곳은 고인을 추모할 수 있는 상징물로만
인식해야 한다는 것이다. 또 재배나 삼배 등 절을 올리는 방식은
기존의 유교 전통을 그대로 따르게 했다. 종래 제사를 행해 왔던
천주교 신자의 경우 기제사와 설날 한가위 한식 등 차례에
필요한 예법은 한번쯤 습득해 두면 좋을 법하다. (=6c)

「つまり、位牌は許されるがその場所は故人を偲ぶことができる象徴物としてだけ認識しなければならないということだ。また二度のお辞儀や三度のお辞儀など、お辞儀の方法は既存の儒教の伝統をその

まま倣うようにした。従来の祭祀を行ってきたカトリック信者の場合、年忌の祭祀と正月、秋夕、寒食など茶礼に必要な礼法は一度ぐらい習得しておくのがよさそうだ。」

3つの例を比較してみると、-ㄹ 법하다で述べられた判断につながる根拠が明確に示されているかどうかという点で違いが見られる。(16a)は、莫大な財産のうち、金次長の財産が2億1600万ウォンに過ぎないことが記されており、それが「疑いが解消される」という判断の根拠となっている。(16b)は、話し手が実際に現地を訪れて見てること、近隣の国ではこのような良い場所にカジノタウンがあるとは聞いたことがないことが、「景気がそのまま反映された場所であった」と判断する根拠となっている。それに対し(16c)は、「茶礼に必要な礼法は一度ぐらい習得しておくのがよさそうだ」と判断した根拠として、カトリックの信者たちは儒教に倣った礼法に慣れ親しんでいないことが背景として読み取れるが、(16a,b)に比べるとその根拠が明らかではない。このように-ㄹ 법하다が使用された例文では、根拠が明確に示されている場合とそうでない場合があることが分かる。(16)は他の推量を表す形式を使用することも可能であるが、-ㄹ 법하다が使用されることで何が表されるのだろうか。もう少し例文を見てみよう。

(17) a. 더욱이 일본 내에 있는 미군 기지의 75%가 오키나와에 집중되어 있고 오키나와 섬 약 20%를 미군 기지가 점유하고 있으니 오키나와 주민들에게서 "미군은 고대광실에 살고 현지 주민은 토끼굴에 산다"는 항변이 나을 법하다. (21 세종)

「さらに日本国内にある米軍基地の75%が沖縄に集中しており、沖縄本島の約20%を米軍基地が占有しているため、沖縄の住民たちから“米軍は広くて良い家に住み、現地の住民はうさぎの家に住んでいる”という抗弁が出そうだ。」

b. 웃차림이 근사하다고 한마디 하는 것조차 여성들의 모욕감을 불러일으켜 성희롱으로 간주된다면, 이 나라 남자치고 가해자가 아닐 사람이 어디 있겠는가? 이 대목에서 남성 독자라면 바로 이 같은 반문을 제기할 법하다. (21 세종)

「服が素敵だという一言でさえ、女性が侮辱されたという気持ちになり、セクハラと見なされるのであれば、この国の男性で加害者でない人がいるだろうか。この記述について男性読者であれば、まさにこのような反問を提起するだろう。」

(17a)は米軍基地が沖縄を占める割合を述べ、この状況であれば住民から抗弁が出そうだと述べる際に-ㄹ 법하다が使用され、(17b)は「服が素敵だ」

ということばですら、セクハラと見なされることがあるのであれば、加害者とならない男性がいるかという反問が提起されるだろうと述べる際に-己法하다가使用されている。沖縄における米軍基地の占有率の高さや褒めことばでさえセクハラの対象となり得るという記述が、それぞれ-己 법하다を使って述べられた判断の根拠となっている。より詳しく見てみると、(17a)は本島の 20%を米軍基地が占めているという記述から、本来であれば住民が使用できる土地であるのに、米軍基地のために使用できなくなっているという推論が可能であり、このことから住民から抗弁が出そうだという判断にたどり着くことができる。(17b)の場合、セクハラとは性的嫌がらせを意味するという一般論からすれば、「服を褒める」という行為は性的嫌がらせには当たらないと考える。しかし、最近では服を褒めることですら、女性が不快感を示せばセクハラとされる。ここから、男性が発することばは、女性の受け止め方によって、いくらでもセクハラになり得るという推論が可能である。そして、このような状況では男性はみなセクハラの加害者になるのではないかという反問が、男性から出そうだという判断に至る。このように、提示された根拠から判断に至る過程で推論が行われており、聞き手も提示された根拠から推論を経て、同様の判断を導くことが可能である。

次に、根拠が明示されていない場合を見てみよう。

- (18) a. 앞으로 4 년 내에 전체 강의의 30%가 영어로 진행된다고 하니, 복학생들이 긴장할 법하다. (21 세종)

「今後 4 年のうちに全体の講義の 30%が英語で進められるというので、復学する学生たちは緊張するだろう。」

- b. 우리 나라에는 '맹모삼천' 대신에 '망아지를 키우려면 제주도로 보내고, 사람을 키우려면 서울로 보내라'는 속담이 있다. 그냥 서울이 아니라 강남, 그것도 8 학군으로 이사하는 것이 자녀의 교육을 위한 최고의 선택인 양 믿고 있는 많은 학부모 덕분에 8 학군의 집값이 크게 오르기도 했다. 또 최근 들어서는 초·중등학교 학생들의 해외 유학이 쉬워지면서 한 해에 수천 명의 학생이 외국 유학 길에 나서고 있다. 이제 '사람을 키우려면 미국으로 보내라'는 새로운 속담이 나올 법하다. (21 세종)

「韓国には‘孟母三遷’の代わりに‘馬の子を育てるなら濟州島に送り、人を育てるならソウルに送れ’ということわざがある。ただのソウルではなく、江南、それも 8 学区に引っ越すのが、さも子どもの教育のための最高の選択であるかのように信じている多くの父兄のおかげで、8 学区の家の値段が大きく上がったりもした。また、最近になって、小・中学校の生徒たちの海外留学がたやすくなり、1 年に数千名の生徒が外国留学に出ている。これからは‘人を育てるなら

アメリカに送れ'这样一个新のことわざが出てきそうだ。」

(18a)は、全体の講義の30%が英語で進められようとしている状況に対して、復学する学生は緊張するだろうと述べる際に-ㄹ 법하다が使われている例である。「復学する学生たちが緊張するだろう」と判断した根拠として、30%の講義が英語で進められることを挙げることができそうだが、復学する学生が必ずしも英語で行われる授業を負担に感じるとは限らない。よって、(17)と違って、その根拠が明らかとは言えない。しかし、聞き手は「復学する学生が緊張するだろう」という判断を受け入れることができる。(18b)は、「人を育てるならアメリカに送れ这样一个新のことわざが出てきそうだ」と述べる際に-ㄹ 법하다が使用された例である。韓国には人を育てる時の環境について語ったことわざがあるという前置きの後、近年、海外に留学するのがたやすくなり、多くの人が留学を行っている状況が述べられている。しかし、なぜアメリカに送れということわざが出てきそうだと判断したのか、直接的な根拠は示されていない。それでも(18b)の-ㄹ 법하다で述べられた内容は、聞き手が納得し得るものである。

十分な根拠が提示されなくても-ㄹ 법하다を使用して表現された内容が聞き手に無理なく受け入れられるのは、与えられた情報のみで聞き手も推論が可能なためである。(18a)は、復学する学生が英語を苦手としているとは限らないが、「復学する学生」と「英語で授業が行われること」の間に一般的な推論が可能である。その推論とは「復学する学生は大学を休んでおり、勉強をしていない。勉強をしていないということは、英語に触れる機会がなかった可能性が高い。よって、英語での講義が多くなれば、授業について行くのが大変であるため、学生たちは緊張しそうだ」というものである。(18b)も同じように、「昔から子どもを育てる環境が大切であるとされており、ソウルの中でも8学区で教育を受けさせるのがよいと考えられてきた。最近では子どもを海外に留学させることが増えてきたが、留学させるのであれば、世界の中心であるアメリカを選択することが望まれる。昔のことわざにちなんで、子どもを育てるのならアメリカに送れ这样一个新のことわざが生まれそうだ」という推論が成り立つ。このように-ㄹ 법하다が使用された場合には、話し手は推論を介して判断をしており、聞き手も同じように推論が可能であることが特徴である。次の例で確かめてみよう。

- (19) a. 좀 있으면 꽃이 {ㄱ. 필 것 같다 / ㄴ. 필 것이다 / ㄷ. ?필 법 하다}.

「少ししたら花が咲くだろう。」

- b. 시설이 좋은 식물원이라면 보통 이 계절에는 피지 않는 꽃들 도 필 법하다.

「施設のよい植物園であれば、普通この季節には咲かない花も咲くだろう。」
(以上、作例)

わたしたちは天候を基にしたり、薔薇を見たりしながら花が咲くことを推測できる。(19a)はそのような状況を仮定した例である。この場合、-ㄹ 것 같다や-ㄹ 것이다の使用は可能であるのに対し、-ㄹ 법하다の使用は不自然である。この状況で-ㄹ 법하다が使用できないのは「少ししたら花が咲く」という判断に至るまでの推論を聞き手が構築できないためである。それに対して(19b)では、「施設のよい植物園」という情報によって、その場所は温度や光など花を咲かせる環境が整っているという推論が可能である。そして、時期的には咲かない花であっても、そのような場所であれば咲くという判断に至ることが聞き手にも可能である。このように-ㄹ 법하다で表現される判断には、推論が介在しており、聞き手も同様の推論によって同様の判断に至ることが可能な場合に使用される。

次に文中に生起した例と推論の関係を見ていく。 (8c),(9c),(10a)で見てきたように、文中に生起した例では、後に逆接の内容が続く例が多かった。

(20) a. SBS 드라마 '홍길동'으로 스타덤에 오른 지 2년이 넘었으니 적당히 거들먹거릴 법한데 국립극단 배우로 여전히 단정한 '젊은 배우' 모습을 지킨다. (21 세종)

「SBS ドラマ‘洪吉童’でスターダムに上り詰めて 2 年経ったので、適当に生意気になりそうなものだが、国立劇団の俳優として依然として端正な‘若い俳優’の姿を守っている。」

b. 이런 거대 스케일 축제라면 그에 맞는 거대 가수가 선정됐을 법한데 전혀 예상을 뺄다. (21 세종)

「こんなに巨大スケールのお祭りなら、それに合う大物歌手が選ばれそうなものだが、全く予想に反した。」

(20)はともに明確な根拠は示されていない。しかし、(20a)では芸能人は人気を得て、数年経つと生意気になるだろうという推論が可能であり、(20b)は大きな祭りであれば、観客もそれなりの期待をしてくると思われるため、大物歌手を呼ぶだろうという推論が可能である。その後に逆接の内容が続くことで「一般的にはこのように推論されるが、実際には違った」ことを示し、意外性が表現される。文中に生起した-ㄹ 법하다の後に、逆接の内容が続く例が多いのは、一般的に行われる推論とは異なる事態が生じた時の意外性を表現する効果があると考えられる。

以上、-ㄹ 법하다を使用した判断には推論が介され、かつ、聞き手も同じように推論から判断が導き出せなければならないことを指摘してきた。

-ㄹ 법하다が自然に使用される場合には「なぜ、どのように判断したのか」という質問に対する答えが推論となることで確かめられる。それに対し、-ㄹ 법하다の使用が不自然な場合には、「なぜ、どのように判断したのか」という質問に答えるのが難しい。-ㄹ 법하다の使用が不自然であった(11)を再掲する。

(21) a. ? 8 시가 됐으니 초등학생들이 슬슬 집을 나을 법하다. (=11a)

「8時になったから小学生たちがそろそろ家を出てくるだろう。」

b. ? 무서운 얘기 들으면 얘는 울 법하다. (=11b)

「怖い話を聞いたら子どもは泣くだろう。」

c. *사람이 많이 서 있는 걸 보니 저 집 빵은 맛있을 법하다. (=11c)

「人がたくさん並んでいるのを見ると、あの店のパンはおいしいだろう。」

(21a)は「小学生たちがそろそろ家を出てきそうだ」という判断に対して「なぜ、そう判断したのか」と質問した時、「いつも8時に出てくるから」という答えしかなく、推論が介在していない。(21b)の「怖い話を聞いたら子どもが泣く」という判断に対し、「なぜ、そう判断したのか」と尋ねた場合、その答えが見当たらない。また(21c)も「なぜあの店のパンをおいしいと判断したのか」と質問した際に、「人がたくさん並んでいたから」としか答えることができず、推論が答えとなり得ない。(21)はすべて既に知っている情報から得られた答えを述べたものであり、推論が介在しないという点で共通している。(21)で-ㄹ 법하다が使用できなかった理由は、-ㄹ 법하다で表現される判断について推論が成り立たず、聞き手も構築する推論がなかったためということができる。

ここで안주호(2004)が挙げた例を確認したい。(2a,b)のような状況では-ㄹ 법하다を使用せず、他の推量を表す形式を使うという韓国語母語話者の意見があった。(2a,b)は‘하늘을 보니’, ‘시간을 보니’のように、知覚情報から判断が導き出される例であったため、推論が不要な状況であったと言える。-ㄹ 법하다が単なる推測や可能性を表すのではなく、推論を通した判断が述べられるため、敢えて推論を必要としない判断を述べる際には使用されにくくと説明できる。

また、事態の主体として話し手を取ることが少なく、話し手が主体となつたとしても単数ではなく、複数で現れることを確認してきた。これは自分自身への判断に対する推論が成立しにくく、「わたしたち」という複数を取ることによって、一般的に解釈される推論として成立するためであろう。

では、これまで指摘してきた推測や可能性といった意味との関係をどのように説明できるだろうか。そもそも推論は、未確定の事態についてなされ

るため、推論による判断は、推測として理解されやすい。根拠と判断の間に推論が介在し、-ㄹ 법하다が使用されるが、根拠と判断の結びつきの度合いによって、推測や可能性という二次的な意味が生まれるものと解釈できる。このように考えれば、推測や可能性を表す形式との共起(例文 12-14)や相反する事態の成立に対する判断を一つの文内で述べること(例文 15)にも矛盾は生じない。

最後に、推論との関係から-ㄹ 법하다が疑問文で使用された例を見ていく。

(22) a. 신진 작가 민경현 씨의 <꽃으로 짓다>(《문학사상》, 11 월호)는 썩 공들인 작품. (中略) 흔히 신인들에서 시도되는, 자기는 원래 귀한 풋줄인데 벼림을 당해 지금은 형편없는 가짜 부모 밑에서 고생하고 있다는, 그런 범주의 실로 터무니없는 자기 환각(망상)에 빠져 염치도 없이 줄줄이 엮어 내는 이른바 '가족 소설'(프로이트의 용어)에 지겨움을 느껴 온 독자라면, 민 씨의 '꽃으로 말하는 방식'에 호감을 가질 법하지 않을까. (21 세종)

「新進作家ミンギョンヒョン氏の<花で作る>(《文学思想》, 11月号)は非常に丹精込めた作品。(中略)よく、新人たちによって試される、自分はもともといい血筋なのだが、捨てられて、今はどうしようもない継父母のもとで苦労しているという、そんな範疇の実にとんでもない自己幻覚(妄想)に陥り、恥も知らずにずらづらと書き続けるいわゆる‘家族小説(フロイトの用語)’にうんざりした読者であれば、ミン氏の‘花で語るやり方’に好感を持ちそうではないか。」

b. 그러나 녹화의 경우는 한바탕 웃어 버리고 몇 번이고 다시 하면 되겠지만 아나운서들의 생방송이야 어디 용서나 될 법하겠는가. (21 세종)

「しかし録画の場合はひとしきり笑って何度も取り直しができるが、アナウンサーたちの生放送はそれが許されるだろうか。」

3.1.で述べた通り、疑問文に-ㄹ 법하다が使用されたのは 20 例と少なく、多くが否定形を伴って現れた。(22a)は、新進作家ミンギョンヒョンが書いた作品を紹介した後、新人がよくテーマにする家族小説にうんざりした人であれば、ミンギョンヒョンが書いた本に「好感を持ちそうではないか」と述べる際に-ㄹ 법하다が使用されている。新人作家は、ありきたりな家族小説ばかりを書き、それを読んでいる人はうんざりしている。そこに、ミンギョンヒョンが新しい作品を出した。これまでの作品に飽きた読者たちであれば、この新しい作品に好感を持ちそうだという推論が可能である。(22b)は否定形を取らずに、蓋然接尾辞-겠-¹¹⁾が使用された例である。録画と生放送を

比較し、録画では取り直しが可能であるが、生放送では失敗が許されないだろうという推論を経た判断を聞き手に尋ねる形を取っている。聞き手にとっても推論からこの判断を導くことが容易に可能であり、当然のこととして受け入れることができるため「許されるだろうか」と尋ねてはいるが「許されない」という修辞疑問文(反語)の解釈が可能となる。

4. おわりに

本稿では推測や可能性を表すとされてきた¹⁾ 𠂊 𠂊 𠂊 の使用条件について考察してきた。

世宗コーパスを使用して、¹⁾ 𠂊 𠂊 𠂊 と他の文法形式との共起関係や事態の主体に着目し、特徴を観察した。事態の主体は第三者が多く、有情物の場合には個人よりも一般の人や団体を取りやすいことを指摘した。また、事態の主体として話し手を取る例が少なく、話し手が主体となる時には、話し手を含む複数となる。さらに、¹⁾ 𠂊 𠂊 𠂊 が文中に生起した場合には、後に逆接の内容が続く例が多いことを確認した。

既存の研究で¹⁾ 𠂊 𠂊 𠂊 は、推測や可能性を表すとされてきた。しかし、これらの意味を表す場合、常に¹⁾ 𠂊 𠂊 𠂊 が使用できるわけではない。¹⁾ 𠂊 𠂊 𠂊 を使って判断を述べる場合には、「なぜそう判断したのか」という問い合わせられる推論が介在しており、聞き手も同様の推論によって同様の判断に至ることが可能な場合に使用されることを指摘した。

本稿では疑問文で使用される例についても言及した。用例数は少なかったが、否定形を伴った例が多く見られた。また、根拠と判断の間でなされる推論が当然のものとして捉えられる場合、反語という解釈が生まれることを指摘した。

今回は、文語データからの用例しか扱うことができなかつた。また、連体形として実現される例を外したため、これも含めて考察する必要がある。さらに、推論と証拠性との関係にも言及しなければならない。これらは今後の課題とする。

《謝辞》

用例の検討にあたり 김아란 氏, 김태호 氏, 박유리 氏, 양비아 氏, 윤성진 氏にご協力いただいた。また、本稿の修正にあたり、査読者から貴重なご意見をいただいた。ここに記して感謝申し上げます。

《註》

¹⁾ 𠂊 𠂊 を補助用言として見ることの問題点を指摘している論考に 서정수(1980), 安熙濟(2006)がある。また、성낙수(1988)は𠂊 𠂊 と 𠂊 𠂊 について、比喩を表す𠂊 𠂊 と 𠂊 𠂊 が結合した形であり、 𠂊 𠂊 は 여기다, 느끼다などの代わりであるとしている。

- 2) -ㄹ 법하다を日本語にする場合、文脈に応じてさまざまな訳が考えられる。本稿の引用例の中にも文脈を考えれば「～してもおかしくない」、「～するのも理解できる」のように意訳した方が自然なものもたくさん見られる。しかし、-ㄹ 법하다と日本語の助動詞とのずれを示すという意図もあり、不自然な訳になったとしても可能な限り日本語の認識的モダリティ形式を用いて訳することにした。
- 3) 日本語と韓国語の推測表現について対照研究を行った김동욱(2012)では、-ㄹ 법하다を考察対象に含めていない。また、文学作品を用いて日本語の推量表現形式「らしい、ようだ、そうだ、みたいだ」が韓国語でどのように翻訳されているかを考察した정하준(2007)では、「そうだ」に相当する訳として-ㄹ 법하다が1例のみ観察されたとしている。
- 4) 양정석(2017)は을법, 음직, 는것などが一つの単位の連結語尾として機能している点を強調するために、現行の正書法には沿わず、分かち書きをしないとしている。しかし、同著の例文の分かち書きに統一性が見られないため、本稿での引用例は正書法通りに分かち書きをして示した。
- 5) 文語データと口語データで抽出数に差が見られたことについて、世宗コーパスは文語に比べて口語のデータ量が少ないと起因するのではないかという指摘が査読者からあった。話すことばでの使用については、世宗コーパス以外のデータを使用して改めて考察する必要がある。
- 6) 402例中、법の後に助詞が伴った例は158例であった。特定の助詞のみが置かれ、-도가 151例、-이나가 6例、-은가 1例であった。
- 7) 文語データから抽出された例であるため、「書き手」と「読み手」とすべきところであるが、引用例の中には話すことばとして使用されたものもある。それぞれの例について「書き手」「読み手」、「話し手」「聞き手」とすると混乱するため、本稿では-ㄹ 법하다を使用して表現した側を「話し手」、それを受け取った側を「聞き手」で統一する。
- 8) 안주호(2004:196)は、(a)'나는 아버지께서 오셨을 법했다.'は、[나는 [아버지께서 오시-었]을 법하-였-다]という構成で、命題内容を判断する主体、つまり話し手は「わたし」として設定可能であり、(b)'재현이는 이 일이 성사되지 않을 법했다.'は、[재현이는 [이 일이 성사되지 않]을 법했다]という構成で、命題内容を判断する主体が'체히ョン'であるとしている。また、(c)'그것은 제법 비쌀 법했다.'は、表面的には話し手が現れていないが[화자는/나는 [그것은 비싸-]ㄹ 법하-였-다]という構成で、'-ㄹ 법하다'の主体は「話し手、わたし」として設定可能であるとした。
- 9) 事態の主体を聞き手とする次のような発話を可能とする韓国語母語話者の意見も聞かれた。 그런 상황이라면 너도 한마디 할 법하다. 「そのような状況であればあなたも一言、言いそうだ。」
- 10) 고영근·구본관(2008)は'-리라'の意味について、発話時の事態やそれ以降の事態の推測を表し、主語名詞句が1人称である時には要求や意向の意味を表すとしている。
- 11) 先語末語尾-겠-について、野間(1988)は「疑問詞……겠+疑問形」を反語表現の一つの定型として見ている。

《参考文献》

- 野間秀樹(1988)「<하겠다>の研究」『朝鮮学報』129輯, p.1-p.73, 朝鮮学会.
- 고영근·구본관(2008)『우리말 문법론』집문당
- 국립국어원(2005)『외국인을 위한 한국어문법 2-용법편』커뮤니케이션북스.
- 국립국어원『표준국어대사전』(電子版: <http://stdweb2.korean.go.kr/main.jsp>)
- 김동욱(2012)『일본어와 한국어의 추측 표현』박이정.
- 백봉자(2006)『외국어로서의 한국어 문법 사전』하우.
- 서정수(1980)「보조용언에 관한 연구(1) -비합성적보조용언-」『한국언어문화』2권, p.63-p.87, 한국언어문화학회.

성낙수(1988) 「도움풀이씨 (보조용언(補助用言))의 재고 – 하(다)를 중심으로 –」

『청립어문교육』 1권, p.5-p.20, 청립어문교육학회.

안주호(2004) 「-는 범이다'류의 양태표현 연구」 『국어학』 44, p.185-p.210, 국어학회.

安熙濟(2006) 「본용언 형용사 ‘하다’의 선행성분에 대하여」 『국어학』 48, p.145-p.174,
국어학회.

양정석(2017) 『주관적 판단의 문법 주관성 형용사, 양상, 증거성』 한국문화사.

정하준(2007) 「「らしい, ようだ, そうだ, みたいだ」의 번역례 연구 – 추량용법을
중심으로」 『일본어문학』 32, p.125-p.142, 한국일본어문학회.

최현배(1961) 『우리말본』 정음문화사.

'-ㄹ 법하다'의 사용 조건에 관한 일고찰

타이라 카오리
간다외어대학교

본 연구는 추측이나 가능성을 나타낸다고 지적되어 온 '-ㄹ 법하다'가 어떠한 조건하에서 사용되는지를 고찰한 것이다.

'-ㄹ 법하다'와 다른 문법 형식과의 공기 관계, 사태의 주체를 살펴본 결과, 사태의 주체가 제 3 자이면서 유정물일 경우에는 개인보다 일반인 또는 단체가 주체인 경우가 많았다. 또한 사태의 주체가 화자인 예문은 그리 많지 않았으나 화자를 포함한 복수로 나타난다는 점에서 특징을 보였다. '-ㄹ 법하다'가 문장 안에 나타난 경우에는 그 뒤에 역접을 나타내는 내용이 이어지는 예문이 많은 것도 확인되었다.

기존의 연구에서는 '-ㄹ 법하다'가 추측이나 가능성을 나타낸다고 하였는데 추측이나 가능성을 나타낼 때에 항상 '-ㄹ 법하다'가 사용되는 것은 아니다. '-ㄹ 법하다'를 사용할 때는 '왜 그렇게 판단했느냐'라는 질문에 대답할 수 있는 추론이 존재해야 하고, 청자도 동일한 추론에 의해 같은 판단을 내릴 수 있어야 한다.

용례수는 적었지만 의문문에서도 '-ㄹ 법하다'가 사용되었다. 부정형과 공기한 예문이 많았는데 근거를 바탕으로 한 추론이 너무나 당연한 것으로 판단될 경우에는 반어(反語)로 해석되었다.

본고에서는 연체형으로 실현되는 예문에 대해서는 다루지 못하였다. 또한 추론이 반드시 존재한다고는 했지만 추론과 증거성의 관계에 대해서도 고찰할 필요가 있다. 이는 향후 과제로 삼기로 하겠다.